

一般社団法人西予市観光物産協会会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人西予市観光物産協会（以下「本協会」という。）定款第5条の規定に基づき、会員について定めるものとする。

(正会員)

第2条 観光事業に関係のある者並びに本会の目的及び趣旨に賛同する個人、法人又は団体は、理事会の承認を得て正会員となることができる。

(賛助会員)

第3条 本協会事業に賛同する個人、法人又は団体は、理事会の承認を得て賛助会員となることができる。

(入会手続)

第4条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書（様式第1号）を提出しなければならない。

(会費及び入会金)

第5条 会員は、会員になったとき及び毎年度、会費を納入しなければならない。

2 会費の額は、次のとおりとする。

(1) 正会員（団体） 年額 20,000円 （1口20,000円、1口以上）

（個人） 年額 10,000円 （1口10,000円、1口以上）

(2) 賛助会員（団体）年額 10,000円 （1口10,000円、1口以上）

（個人）年額 2,000円 （1口2,000円、1口以上）

(退会)

第6条 本協会を退会しようとする者は、退会届（様式第2号）を会長に提出しなければならない。

2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。